

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表 1 (第 7 次提案に基づく追加部分) 等の原案に関する一般からの意見に対する回答

<p>対応方針 別表 1 の番号</p>	<p>1 0 1 0</p>
<p>構造改革特区 において実施 可能な特例措 置</p>	<p>地方公共団体が、競馬場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、特例の対象となる場外設備の規模の上限及び設置できる区域の範囲を特区計画に記載の上、認定を受けたときは、当該区域の範囲内に設置される場外設備が、特区計画及び農林水産大臣が告示で定める事項（地域社会との十分な調整を含む。）に適合していることについて、当該区域を管轄する都道府県知事が書面（様式任意）により確認した場合には、「競馬法施行規則第 5 9 条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準」を満たしたものとみなす。これにより、農林水産大臣は競馬法施行規則第 5 9 条に基づき当該施設の設置を承認することができる。</p>
<p>意見提出者名</p>	<p>愛知県農林水産部長</p>
<p>意見の要点</p>	<p>基本方針原案「特例措置の内容」によると、地方公共団体は、認定申請に当たり、「近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和している」と認める地域を場外設備を設置できる区域として画する必要がある。</p> <p>一方、場外設備が「文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれ」があるかどうか、あるいは、「周辺環境と調和している」かどうかは、具体的な地点・物件について、その施設、運営のあり方及び地域調整の状況を総合的に勘案して、個々に判断すべき事柄であると考え</p> <p>る。</p> <p>したがって、認定申請マニュアル原案において、当該区域に求められている「区域内のどこに場外設備が設置される場合であっても、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和している必要がある」との留意事項は、「適切な対応を伴った場外設備が、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来さず、かつ、周辺環境と調和を図ることが可能な区域」の意であると解釈してよいか。</p> <p>上記 1 が妥当とすれば、具体の場外設備に係る「近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和している」か否かの判断については、認定申請の段階では必ずしも求められず、基本方針原案中「 1 場外設備が備えるべき事項（3）地域社会に関すること」の一部として都道府県知事が確認することとなると解釈してよいか。</p>

<p>意見に対する 回答</p>	<p>1 基本方針別表の「競馬場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、・・・と認めて」という文言についてのご意見であるが、場外設備が公営競技施設である性格にかんがみれば、文教・医療施設への著しい支障等がないことが重要であることはご承知のとおりである。</p> <p>2 今回のマニュアル原案の「特に留意すべき点」が意味するところは、このような重要性にかんがみ、「区域内のどこに場外設備が設置される場合であっても、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和している」ことが見込めることが必要で、文教・医療施設への影響や周辺環境との調和に関して、支障がないという見込みが全く立たないまま特区申請することがないように申請者に求めたものである。</p> <p>3 よって、ご質問 にあるとおり、認定申請の段階で、個別の場外設備が完全に「近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和している」ことを求めている訳ではなく、実際上の文教・医療施設への影響いかにについては、小規模場外設備の設置に当たって行われる地域社会との十分な調整のほか、当該設備の整備状況や運営に関することの確認を通じ、最終的には、管轄する都道府県知事により客観的に担保されるものと考えている。</p>
<p>担当省庁名</p>	<p>農林水産省</p>